



# フォークリフト運転業務従事者 安全衛生教育（再教育）開催ご案内

主催 旭川地方労働基準協会

事業主は、フォークリフト運転技能講習修了者に対して、おおむね5年ごとに安全衛生教育(再教育)を行うように努めなければならないと定められています。

(労働安全衛生法第60条の2第2項)

つきましては、このたび下記により標記講習会を開催いたしますので、この機会に受講いただき、労働災害の減少に努めて下さいますようご案内申し上げます。

新たにフォークリフトの資格を取りたい方は、フォークリフト運転技能講習を受講して下さい。

都合により、講習が中止や延期、受講料・テキスト代が変更になる場合がありますので予めご了承下さい。

1. 受講資格 フォークリフト運転技能講習を修了後、概ね5年以上の方過去に本講習を受講して5年以上経過している方、等
2. 日 時 **令和7年3月7日(金)** 9:00～16:50(休憩時間含)
3. 会 場 **旭川勤労者福祉会館 2F 大会議室**(旭川市6条通4丁目)
4. 講習料 会 員 9,295円 消費税10%含  
(内訳:受講料7,260円、テキスト代2,035円)  
会員外 11,715円 消費税10%含  
(内訳:受講料9,680円、テキスト代2,035円)  
支払方法を申込書に 印で表示願います。  
(振込ご希望の場合は、請求書を発行いたします)
5. 申込方法 1/9～2/21の期間内に、申込書を当協会に提出して下さい。  
ただし、**定員50名**に達し次第しめきります。
6. 添付するもの フォークリフト運転技能講習修了証(表・裏両面)のコピー
7. 講習内容
 

科 目	時間
最近のフォークリフトの特徴	2 時間
フォークリフトの取扱いと保守	2 時間
災害事例及び関係法令	2 時間
講習時間合計	6 時間
8. 修了証 受講者に修了証と、事業所に教育実施証明書を交付します。
9. その他 欠席の場合、講習前日までに申し出がない時は、講習料の返金はできませんので、ご了承願います。

旭川地方労働基準協会(インボイス発行事業者)  
〒070-0043  
旭川市常盤通1丁目道北経済センター6F  
電話 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

案内・申込書は、当協会ホームページからダウンロードできます。

旭川地方労働基準協会 検索



## フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育申込書

印の欄は記入しないで下さい

	受講者氏名		性別	生年月日	
	ふりがな ( )		男 ・ 女	昭和 平成	年 月 日
住所	〒 - 携帯 ( - - )				
事業場名				労働者数	名
所在地	〒 -			業種	
(ふりがな) 担当者氏名	( )		電話	( )	
			FAX	( )	
講習料 支払方法 (印記入)	1. 振込 ・ 2. 現金書留送付 ・ 3. 協会へ持参 いずれの方法も、講習日の10日前までに納入願います				
会員区分	会 員	コード 77	講習料	9,295円	入金日
	会員外	コード 78	講習料	11,715円	

フォークリフト技能講習修了証のコピー（表・裏両面）を添付して下さい。

修了証・表  
のコピー

修了証・裏  
のコピー

旭川地方労働基準協会 行き

〒070-0043 旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階

電話 0166 22 8621 FAX 0166 22 8687